

(有価証券関係)

当連結会計年度 (平成22年 3月31日現在)

(注)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成22年 3月31日現在)
	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	△2,583

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成22年 3月31日現在)			
	種類	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,551,114	2,600,336	49,221
	地方債	151,580	154,660	3,079
	社債	239,417	246,457	7,039
	その他	2,195	2,199	4
	小計	2,944,308	3,003,653	59,344
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	320,098	319,472	△ 626
	地方債	2,700	2,697	△ 2
	社債	411	410	△ 1
	その他	15,121	15,017	△ 104
	小計	338,331	337,596	△ 734
合計		3,282,639	3,341,250	58,610

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成22年 3月31日現在)			
	種類	連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,604,127	1,060,381	543,745
	債券	13,863,729	13,731,907	131,821
	国債	10,769,980	10,707,770	62,209
	地方債	196,170	194,047	2,123
	社債	2,897,578	2,830,090	67,488
	その他	2,494,792	2,371,004	123,788
	小計	17,962,649	17,163,293	799,355
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	786,294	919,055	△ 132,761
	債券	3,580,276	3,588,439	△ 8,163
	国債	3,097,128	3,099,871	△ 2,743
	地方債	72,197	72,313	△ 116
	社債	410,951	416,253	△ 5,302
	その他	2,542,531	2,614,548	△ 72,017
	小計	6,909,102	7,122,043	△ 212,941
合計		24,871,752	24,285,337	586,414

(注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は105百万円 (収益) であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額
株式	285,123
その他	369,111
合計	654,234

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自平成21年4月1日至平成22年3月31日)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	107,588	50,898	△ 3,556
債券	20,061,150	35,397	△ 6,154
国債	19,422,804	32,937	△ 5,915
地方債	196,472	634	△ 103
社債	441,872	1,825	△ 136
その他	12,193,240	61,872	△ 24,367
合計	32,361,979	148,167	△ 34,079

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（子会社株式及び関連会社株式を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は19,519百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。